附　則

（施行期日）

1　この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に交付された仮運転免許証の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3　この府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○法務省令第三十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				
別表第一				
［略］				
	鹿児島地方法務局			
		支局	位置	管轄区域
		（鹿児島）	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島県の内 鹿児島市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡の内 屋久島町
		出張所		
		（鹿児島）		

改正前				
別表第一				
［同上］				
	鹿児島地方法務局			
		支局	位置	管轄区域
		（鹿児島）	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島県の内 鹿児島市 日置市 鹿児島郡
		出張所		
		（鹿児島）		